



様式第5号（第9条関係）

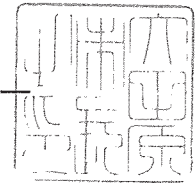
大田原市指令生第189号

住所 那須塩原市井口198番地1
氏名 株式会社真田ジャパン
代表取締役 五月女 大造

令和6年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物（収集運搬・処分）業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の基準に適合するので、大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により許可する。

令和6年3月22日

大田原市長 相馬 憲



条件

- 大田原市の「一般廃棄物処理基本計画」並びに関係法令を遵守すること。
- 条例施行規則第16条の規定に基づき、毎月10日までに前月の一般廃棄物の業務実績を報告すること。

許可の期限 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

取扱廃棄物の種類

一般廃棄物
(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ)

収集運搬及び処分の別

収集運搬

対象区域

大田原市内

取扱手数料

廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第12項に基づき設定すること

環境衛生上必要な措置

車両は清潔に保ち、汚水漏れ等の防止措置を講ずること。
運搬中における落下防止措置を講ずること。